

福岡県公報

平成21年8月21日
第3006号

目次

告示(第1321号 - 第1330号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3

正誤

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成21年福岡県公安委員会規則第16号)中正誤	4
--	-------	---

告示

福岡県告示第1321号
保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。
平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所

前原市大字白糸字地獄483の1、483の4、483の2(次の図に示す部分に限る。)

- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1322号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
前原市大字王丸字大場山215、216、字小林461、464
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1323号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
前原市大字飯原字次久2328、大字長野字角石原290の13、290の69
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1324号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字鳥井畑247の33、247の34
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年2月福岡県告示第239号福岡都市計画道路8・7・22号東大利歩行者専用道路及び福岡都市計画駐車場22号下大利駅東自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成18年2月3日から平成27年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成18年2月福岡県告示第239号の事業地中、大野城市東大利二丁目及び下大利

団地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成18年2月福岡県告示第239号の事業地中、大野城市東大利二丁目及び下大利団地内において変更する。

福岡県告示第1326号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字新津字石走り1504番39、1504番52、1504番74及び1504番75並びに大字尾倉字小源寺3995番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字新津1441番地42

北原 建樹

福岡県告示第1327号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字村中1710番2、1710番3及び1710番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳1711番地1

船越 定

福岡県告示第1328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成21年7月24日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑後市	農業用排水施設整備事業（西牟田地区）	土地改良事業計画書の写し	平成21年8月21日から平成21年9月18日まで	筑後市役所

福岡県告示第1329号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市中原字花畑64-1及び64-3から64-10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市龍ヶ原209番地の1

黒木倉庫株式会社 代表取締役 黒木 建一

福岡県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 国 道	322 号	前	田川市大字伊加利2033番 2 先から 同市大字伊加利2031番 1 先 まで	21.5 ~ 45.8	71.0
			後	同上	21.0 ~ 44.0	71.0

田 川	県 道	英 彦 山 香 春 線	前	田川郡添田町大字津野1735 番7先から 同郡同町大字津野2202番1 先まで	4.8 ~ 9.8	84.4
			後	同上	9.7 ~ 11.0	84.4

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・6・29	2984	福岡県公安委員会 規則	16	4			9		移動機能	運動機能
							10		移動機能	運動機能